

道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付要綱

平成 20 年 4 月 1 日
土木部道路維持課
港湾空港課

(趣旨)

第 1 条 県の交付する道路美化事業・沿道草刈事業交付金（以下「交付金」という。）については、この要綱の定めるところによる。

(交付金交付の目的等)

第 2 条 県は、道路愛護意識の向上及び県民との協働の推進を図るため、「ハートフルしまね」（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）活動団体認定要領（以下「認定要領」という。）第 2 条に定める道路において実施する美化活動・草刈活動に要する経費について、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

2 交付金の交付の対象である事業の内容、交付金の額及び交付対象者は、次表のとおりとする。

交付金交付の対象である事業の内容	交付金の額	交付対象者
県管理の道路（臨港道路含む）においてボランティアにより行われる美化活動、草刈活動	ゴミ袋、軍手、苗、種、肥料、その他美化活動に必要な材料費等（上限 15,000 円まで）	認定要領に基づく美化活動の実施団体
	年間 100 ㎡当たり 1,700 円に面積と回数（上限 2 回）を乗じた額を上限とする	認定要領に基づく草刈活動の実施団体

※必要な材料費等には衛生用品（マスク、消毒液等）及び飲料代を含む。

(交付金の交付申請及び実績報告)

第 3 条 交付金の交付を受けようとする者は、交付金交付申請及び実績報告書（様式 1）を、知事に提出しなければならない。

(交付金の交付決定等)

第 4 条 知事は、前条の規定による申請が適正であると認めたときは、交付金の交付を決定し、交付金交付決定通知書（様式 2）により申請者にその旨を通知するものとする。

(交付金の請求)

第 5 条 交付金の交付決定を受けた者は、交付金を請求書（様式 3）により請求するものとする。

(交付金の交付)

第 6 条 知事は、前条の規定による請求があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(交付金の取消)

第 7 条 知事は、実績報告書に瑕疵又は虚偽があった場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付金の返還)

第 8 条 知事は、交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 附 則 この要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度交付金から適用する。
- 附 則 この要綱は平成22年4月1日から施行し、平成22年度交付金から適用する。
- 附 則 この要綱は令和4年4月1日から施行し、令和4年度交付金から適用する。
- 附 則 この要綱は令和7年4月1日から施行し、令和7年度交付金から適用する。

様式1(第3条関係)

年 月 日

島根県知事 様

団体名
代表者住所
氏名

道路美化事業・沿道草刈事業交付金交付申請及び実績報告書

下記のとおり 美化活動・草刈活動 を実施したので、交付金_____円を交付されたく申請に併せて実績を報告します。

記

1. 対象区間

路線名	区 間	面積 (㎡)	延長 (m)

2. 事業の実績

	対象活動	実施期間	実 施 面 積 (㎡)	延長 (m)	参加人数
1回目	美化・草刈				
2回目	美化・草刈				
3回目	美化・草刈				
4回目	美化・草刈				
5回目	美化・草刈				
6回目	美化・草刈				
7回目	美化・草刈				
8回目	美化・草刈				

注：「対象事業」の欄には○を付けてください。

3. 交付金額の算定

①美化活動：苗・種・軍手・ゴミ袋等購入に要した経費：_____円

②草刈活動：

基準面積 (㎡) × 単価 (円)

_____㎡ × 1,700円 × ___回 (上限2回) / 100㎡ = _____円

4. 添付書類

①美化活動：

- ・購入物品の領収書 (写)
- ・購入物品及び作業状況写真

②草刈活動：

- ・同一箇所作業前後の写真 (4枚程度)
- ・活動中の写真 (2枚程度)

様式2(第4条関係)

指令第 号

団体名
代表者住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった 年度道路美化事業・沿道草刈事業交付金については、下記のとおり交付金の交付を決定します。

年 月 日

島根県知事 氏 名

記

1. 交付金額 美化活動：金 円
草刈活動：金 円

様式3(第5条関係)

道路美化事業・沿道草刈事業交付金請求書

請求金額	美化活動	十万	万	千	百	十	円
	草刈活動						

上記金額を請求します。

年 月 日

団体名
代表者住所
氏名

島根県知事 様